

秋田県自転車条例

(秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

自転車は車のなかまで。

交通ルールを守って安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則を
守りましょう！

4月15日は「自転車安全確認の日」
毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」

① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

※標識で通行可能となっている場合等は歩道を通行できます。
車道寄りをすぐに止まれる速度で通行しましょう。

② 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認

③ 夜間はライトを点灯

④ 飲酒運転は禁止

⑤ ヘルメットを着用



ながら運転や並進も禁止です。



©2015 秋田県んだっチ

定期的な自転車の点検・整備に努めましょう！

- 乗車前の点検(ブレーキ・ハンドル・ライト・タイヤの空気圧等の確認)
- 整備士による点検・整備

道路交通法が改正され、**すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化**されました。(令和5年4月1日～)
事故による死者の多くは頭部の損傷が原因です。被害軽減のために着用しましょう！

自転車損害賠償責任保険等への加入は**義務**です！

(令和4年4月1日～) 詳しくは裏面をご確認ください。

自転車損害賠償責任保険等とは

自転車利用中の交通事故によって生じた**他人の生命又は身体の損害を補償**するための保険又は共済のことです。

自転車保険等の種類	概要	
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T A の保険	P T A や学校が窓口となる保険
共済	こくみん共済coop、県民共済など	
T S マーク付帯保険	自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車に付帯した保険	
クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険	

自転車事故の高額賠償事例

9,521万円

(平成25年7月4日、神戸地方裁判所)

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明となった事故



自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認しましょう！

家族のうち1人が加入していれば、家族全員が補償の対象となる場合もありますので、**家族でご確認**ください。

○自転車損害賠償責任保険等に加入していますか？

はい

わからない

いいえ

○利用する自転車に「T S マーク」が貼られていますか？
(点検日から1年以内のものに限ります)



はい

いいえ

○自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

○共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のP T A保険等)のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

○クレジットカードをお持ちですか？

はい

いいえ

○自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が、**基本補償または特約***としてついていますか？

※「特約」の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

はい

わからない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険等に加入しています。

※「補償内容が十分であるか」、「保険等の期限が切れていないか」確認しましょう。

ご加入の保険会社等にご確認ください。

※相当する補償がない場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です！

詳しくは県公式サイト「**美の国あきたネット**」をご確認ください。



お問い合わせ

秋田県生活環境部県民生活課
☎018-860-1523

この印刷物は30,000部作成し、印刷経費は1部あたり2,332円です。

リサイクル適正(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。